

# サービス付高齢者向け住宅

## みんなの家はくさん 「入居者募集」

潤生園みんなの家はくさんは、丁さんのような介護認定を受けていない方から、要介護三くらいまでの方が、共同で生活できる住まいになります。

生活支援サービスとしてお部屋のお掃除や、衣類等の洗濯・見守りサービスを行うサービスについては、丁さんのように糖尿病の方にも、糖尿食



↑ テイルーム

様々な入居者様のご要望に適切に対応することができる施設です。入居者は、自由に安心・快適な生活を過ごされています。



↑ 職員と談笑する丁さん

を提供することができます。それ以外の療養食の提供も可能です。



↑ お食事

横浜に住んでいた丁さんは、七年前に老後の事を考え、小田原でスローライフを始めました。将来介護が必要になると想い、周辺の介護施設を早い段階から見学していました。いろいろな施設がありましたが、重介護ではない中で安心して生活できる施設としてここが最適と思いました。引っ越しのことを決めました。

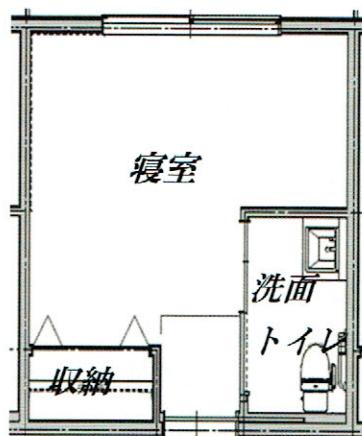
丁さんが決めた理由

個々の生活に合った理想的高齢者住宅

### 施設案内

#### 【概要】

- 賃料58,000円～
- 生活支援費45,000円
- 共益費15,000円
- 食事1日3食1,500円
- 貸主社会福祉法人  
小田原福祉会
- 面積19.87m<sup>2</sup>～
- 登録番号25(1)024
- 交通足柄駅徒歩3分
- 戸数14戸
- 間取り1K
- 敷金：3か月
- 駐車場あり



### みんなの家はくさん連絡先



住所 小田原市扇町

3-26-28

担当者 小塩、工藤  
電話 0465-35-2233

WEB

<http://junseien.jp/>  
お気軽に  
お問い合わせ下さい。

### 1階には小規模多機能型居宅介護施設

通い・泊り・訪問ができる定員25名の登録制施設です。

ご本人やご家庭の状況にあわせて柔軟に対応できます。自由で楽しい生活をしていただけるよう個々の生活を尊重したサービスをお届けします。



↑ 小規模多機能のお部屋

### 《隣接施設》郵便局・漢和クリニック



内科、在宅診療、漢方を扱う漢和クリニック。常に患者様の立場に立つた丁寧な診療が好評です。在宅医療では、通院・在宅の両側面からケアを行っています。更に、病気予防と健康維持のための漢方治療も行っており、地域の皆様の健康をトータルサポートしています。

漢和クリニック  
医院・安藤院長

# きらら湘南

## 生活介護

重度の身体障がいまたは重度の重複障がいのある方が、地域において生き生きとした生活ができるよう必要な支援を行い、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした通所施設です。定員は「生活介護ボラリス」が15名です。

### 対象

原則として、小田原市・南足柄市・足柄下郡・足柄上郡在住の通所可能な18歳以上で、「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けている方。

### 利用できる方

常時介護が必要な障がい者であって、障がい支援区分3以上である方、または、年齢が50歳以上であって障がい支援区分2以上の方で、生活介護について介護給付費支給決定を受けた方。



### 自立訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持及び向上等のため、支援が必要な身体障がい者であつて自立訓練について、訓練等給付費の決定を受けた方。

### 利用内容

送迎・食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援や生産的活動、創作的活動などのサービスを提供します。

障がい者総合支援法によるサービス額の1割負担があります。ただし、利用世帯の収入状況に応じて上限額や軽減措置があります。

- 利用日 月曜日～金曜日
- 利用時間

9時00分～17時30分

### 利用料

きらら湘南ボラリスは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障がい者自立支援法）に基づき福祉サービス事業で日中活動をする事業所です。

#### 〈生活利用料〉

介護を提供した際は市町村が定める負担上限額の範囲内で利用料が発生します。

- その他
- ・食事の提供——厚生労働大臣が定める額
  - ・創作／生産活動——教材費
  - ・日用品費——実費負担
  - ・その他——便宜的に必要と思われる費用については、実費負担となります。

#### ◆訪問ヘルパーさん募集中◆

新しい施設・やりがいのある職場で一緒に働きませんか？  
看護資格がある方も同時募集しています。  
お気軽に施設へご連絡ください。

〒250-0051

小田原市北ノ窪

382-1

☎0465-34-1772

総合福祉施設

きらら湘南

ボラリス

### 企業理念

- 1) どのような重い障がいや病を持つ人であっても、命の尊厳を基とし自由と人権とプライバシーが尊重されること。
- 2) 利用者も職員も平等であり、ともに育み合う場を作りあげて行くこと。
- 3) 地域社会の一員として、地域のニーズにより的確に対応できる地域にひらかれた施設の実現を目指し、地域の多くの人たちとの交流の機会を持つこと。

### 事業内容

#### 障がい者生活支援

#### サービス付き高齢者向け住宅



#### 放課後等児童デイサービス

#### 通所介護デイサービス

## 放課後等 デイサービス

児童福祉法改正に伴い重症心身障がい児（者）通園事業から移行した事業です。特別支援学校および特殊学級（6歳から18歳の年度末まで）の障がい児を対象とし、定員は10名です。

放課後や長期休暇中において、余暇時間の過ごし方や生活する力を養うために必要な支援を行います。また、施設周辺へ出かけて、社会との交流をサポートいたします。



### 対象

主として障がい児（6～18歳）  
重症心身障がい児も含む

### 目的

余暇時間の過ごし方や生活する力を養うために必要なサポートをします。

家庭、学校と情報を密にし、子供さんの生活リズムをつくるサポートをします。

地域の児童福祉サービス提供事業者と連携して、子供さんを中心としたネットワークづくりを提供します。

### 活動内容

余暇（外出・創作・遊具・絵本など）地域交流（近隣の買い物・地域の方をお招きした活動）季節行事など

### 利用料

放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いが発生します。その他にかかる費用

- ・日用品
- ・日常生活に通常必要となるもの
- ・その他 便宜的に必要と思われる費用については、実費負担になります。

■利用日 月曜日～土曜日

■利用時間 放課後

15時00分～17時30分

※長期休暇中の利用については、個別相談を行います。

